

令和 3 年度
仙台市生活衛生関係事業実施結果

令和 4 年 9 月

仙台市

令和3年度 仙台市生活衛生関係事業実施結果

【概要】

生活衛生関係事業は、市民が安全、安心な日常生活を送れるよう、「生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策」、「市民生活に係る良好な生活環境の確保対策」、「飲用水の安全確保対策」の三つを柱に施策を展開してきた。

「生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策」については、新型コロナウイルス感染症の流行やICT技術の普及等の社会状況の変化、業態の多様化、科学技術の進歩に対応した監視指導や衛生講習会を行うとともに、新型コロナウイルスやレジオネラ症、ノロウイルスなどの感染症対策の指導、啓発を行った。

「市民生活に係る良好な生活環境の確保対策」については、感染症の媒介や刺傷被害の原因となるねずみ、衛生害虫（蚊、スズメバチ、ダニ等）対策、宅地用空き地の除草、シックハウス対策、都市水害発生時の消毒等の住居衛生について、市民への適切な相談対応、助言、周知啓発を行った。また、除草等により自主的に良好な生活環境の保持に取り組む町内会等の団体に対して、動力草刈機等の整備補助、河川清掃活動等の支援を行った。

「飲用水の安全確保対策」については、専用水道施設における安全な飲用水供給のための衛生指導の他、受水槽等の管理に関する定期検査を受検していない施設への継続的な指導、管理や届出状況の現状把握を行うとともに、井戸水等の自己水源を用いる施設への適切な水質管理、衛生管理の指導、助言等を行い安全な飲用水の確保・推進を図った。

その他、家庭用品による健康被害防止のための試買検査、一般公衆浴場（銭湯）確保対策としての補助金交付事業、住宅宿泊事業の適正運営対策、環境衛生監視員の資質向上に向けた研修等を行った。

I 生活衛生関係営業施設等の衛生確保対策

1. 生活衛生監視指導

(1) 対象施設

生活衛生関係営業施設等の内訳は、表1のとおりである。

表1 生活衛生関係営業施設等（令和3年度）

業種	年度末施設数	新規許可 ・確認数	廃止数
興行場	45	1	0
旅館業	225	9	10
公衆浴場	104	1	2
理容所	838	20	35
美容所	1,909	136	109
クリーニング所 (無店舗取次所を除く)	605	16	59
温泉利用施設	286	4	25
浴用	286	4	25
飲用	0	0	0
遊泳用プール	48	0	1
専用水道 ^{※1}	55	0	3
貯水槽水道施設等 ^{※2}	8,384	53	76
簡易専用水道 ^{※2}	3,784	24	29
簡易専用小水道 ^{※2}	2,048	19	27
5m ³ 以下受水槽水道 ^{※2}	2,511	9	20
小規模水道 ^{※2}	37	1	0
30人未満水道 ^{※2}	4	0	0
特定建築物	722	9	3
化製場等・畜舎	78	10	6
化製場等	0	0	0
畜舎	78	10	6
コインランドリー	169	13	7

※1：国が設置する施設（1ヶ所）を除く

※2：簡易専用水道（水道法）は特定建築物（建築物衛生法）の該当施設を含む。他の貯水槽水道施設等は特定建築物を含まない。

(2) 監視結果

対象施設の監視指導は、対象施設別に目標を設定していたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、全施設に対する目標達成は困難な状況であった。(表2)。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、現地での監視は一部省略し、施設からの衛生管理状況報告書の徴収、保健所からの衛生管理指導文書の送付等により、衛生管理水準の向上を図った。

表2 監視状況

	対象施設	監視目標 (%) (監視施設数/施設数)	監視結果 (%)	監視施設数 /全施設数
営業六法施設	興行場	100	40	18/45
	旅館業施設	100	100	224/225
	公衆浴場	100	124	129/104
	理容所	33	17	144/838
	美容所との 重複開設施設	100	20	1/5
	美容所	33	20	391/1,909
	理容所との 重複開設施設	100	20	1/5
営業六法以外の生活衛生関係施設	クリーニング所 (無店舗取次所を除く)	—	9	52/605
	工場* ¹	—* ¹	23	23/101
営業六法以外の生活衛生関係施設	温泉利用施設	100 (施設数として100%)	118	338/286
	遊泳用プール	100	106	51/48
	専用水道	100	84	46/55
	貯水槽水道施設等	—	5	387/8,384
	管理不適施設* ²	100	111	49/44* ³
	特定建築物(建築物衛生法)	10	11	82/722
	化製場等・畜舎	50(犬舎) 100(その他の施設)	36 64	20/56 14/22
コインランドリー	100* ¹	76	128/169	

※1:工場*、コインランドリーは2年度毎に全施設監視(令和3年度はコインランドリーを全施設監視)。

工場*:クリーニング所のうち洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所(取次所)を除いた施設。

※2:登録検査機関の定期検査等で水の供給について特に衛生上の問題が確認され、立入調査が必要な施設

※3:設置者から保健所に報告のあった施設

(3) 重点監視指導

衛生確保を図る上で、特に重点的な対策が必要な事項として、次のとおり監視指導を実施した。

① 公衆浴場、旅館業施設等の入浴施設におけるレジオネラ症等感染症防止対策

公衆浴場、旅館業施設の入浴施設及び遊泳用プールに対し管理が適正に行われているか確認するため、レジオネラ属菌等の行政検査を実施し、結果に基づく改善指導を行った（表 3、4）。許可対象外の社会福祉施設等の入浴施設についても、庁内関係部局と連携し、衛生指導を実施した。

新型コロナウイルス感染症の影響により施設を休止した場合など、入浴施設の配管等の内部でレジオネラ属菌が増殖する可能性があるため適切な消毒方法、管理方法についてパンフレット、ホームページ等での周知啓発を行った。

また、プール等に設けられた循環設備に利用者の体が吸引され、溺水事故等が起こらないよう、循環設備の管理方法等についても監視指導を行った。

表 3 公衆浴場及び旅館業施設の浴槽水等水質検査実施状況

検査実施 延検体数	不適合 延検体数	不適合項目内訳							
		色度	濁度	pH 値	全有機 炭素 (TOC) の量	過マンガ ン酸カリ ウム消費 量	大腸菌 群	大腸菌	レジオネ ラ属菌
194	14	2	0	1	3	0	1	0	9

表 4 プール水の水質検査実施状況

検査実施 延検体数	不適合 延検体数	不適合項目内訳						
		pH 値	濁度	過マンガ ン酸カリ ウム消 費量	大腸菌	一般細菌	総トリハロメ タン	レジオネ ラ属菌
105	1	0	0	0	0	0	0	0

② 生活衛生関係営業施設での新型コロナウイルス等の感染症防止対策

生活衛生関係営業施設の監視指導や衛生講習会（書面開催、Web 開催）により、新型コロナウイルス、ノロウイルス等の感染症防止対策に関する周知啓発や、消毒方法、換気方法等について指導、助言を行った。

③ 旅館業施設における善良風俗の保持に関する指導対応

旅館業施設に対し監視指導や旅館業法に関する情報提供を行うとともに

に、「仙台市ラブホテル等指導要綱」（昭和 59 年）に基づき、良好な生活環境の保全と青少年の健全育成を図るため、旅館業施設の営業に係る事前指導を行った（表 5）。

表 5 旅館業施設の営業計画届出状況

営業計画届出件数	10
ラブホテル類似施設に該当しない旅館・ホテル等	10

④旅館業施設の営業指導

旅館業法上の許可を得ずに旅館業が営まれている場合や、「住宅宿泊事業法」（平成 29 年法律第 65 号）の枠組みを超えて宿泊サービスを提供している場合等、旅館業法に違反している疑いのある施設に対し指導を行った。

⑤理・美容所の衛生指導

消毒啓発パンフレット等を活用して監視指導を行った。なお、各区において衛生講習会を開催する計画としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面開催（代替資料の送付）とした上で、器具の衛生管理やまつ毛施術、染毛剤使用の注意点等について周知、指導を行った（表 6）。

表 6 衛生講習会実施状況及び受講者数

衛生講習会実施状況	書面開催（資料送付等で代替）
受講者数	全施設を対象

⑥クリーニング所等の指導対策

クリーニング所の監視に加え、コインランドリー施設の衛生管理、機器の状況等についての調査を行い、設置者等に対し助言指導を行った。

⑦特定建築物衛生対策

建築計画等のある特定建築物については、着工前に事前協議を行い、建築物における衛生的環境の確保のための指導を行った。なお、例年、全施設を対象として管理状況に関する報告書を徴収していたが、令和 3 年度分の報告書より施設を選定の上、およそ 3 年で全施設からの報告書を受け取る仕組みとしており、その報告内容に応じて適切な指導を実施した。現地での管理状況の確認が必要と判断された施設については、立入検査を実施した（表 7）。

表7 特定建築物指導状況

施設数 722 施設	事前指導件数	9
	立入検査施設数	82
	(うち冷却塔水等の採水検査数)	(15)
	管理状況報告書提出数	417

また、特定建築物の良好な衛生的環境を確保するため、全施設を対象とした建築物環境衛生管理講習会を開催した。

開催月日： 令和4年2月9日（水曜日）

開催場所： Web 開催

講習内容： ①「特定建築物（建築物衛生法）の衛生管理、立入検査結果等について」

②「建物を変更する場合の留意事項」

（講師：仙台市消防局予防課）

受講者数： 約250名

なお、新たに講習の一部内容を本市のYouTubeチャンネル「せんだいTube」に掲載し、当日参加できなかった方や後日改めて視聴したい方向けにも発信した。

2. 営業者等による自主衛生管理の推進

(1) 衛生教育の推進

生活衛生関係営業者等に対し、衛生講習会（書面開催、Web 開催）、パンフレット、ホームページ等で周知啓発を行うとともに、自主点検の実施について指導、助言し、営業者による自主衛生管理の推進を図った。

また、全市の旅館業営業者を対象に旅館業衛生講習会を開催し、最新の知見に基づく情報提供や衛生指導を実施した。

開催月日： 令和3年11月18日（木曜日）

開催場所： Web 開催

講習内容： ①「旅館業の衛生管理と新型コロナウイルス感染症対策について」

②「レジオネラ症防止とトコジラミ対策について」

受講者数： 58～63名

(2) 生活衛生同業組合との連携

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」（昭和32年法律第164号）に基づき、営業者が衛生水準の維持向上

を図り、もって業界の発展や市民生活の安定に寄与する目的で業種ごとに組織された団体であり、同組合と連携することにより、組合員に対する研修会、衛生講習会（書面開催、Web 開催）等により衛生思想の普及啓発、情報提供を行い、自主衛生管理の推進を図った。

(3) 各種表彰制度の推進

生活衛生関係営業施設の衛生水準の向上及び衛生思想の普及啓発を図るため、施設の衛生管理が優良で、他の模範となる生活衛生優良施設及び生活衛生の向上に積極的に協力し、組織の育成強化に携わっている生活衛生功労者を市長及び保健所長より表彰した（表 8）。

表 8 仙台市公衆衛生功労者等一覧（生活衛生）

仙台市公衆衛生功労者等表彰		仙台市保健所公衆衛生関係功労者等表彰	
生活衛生功労者	1	生活衛生功労者	4
生活衛生優良施設	2	生活衛生優良施設	8

II 市民生活に係る良好な生活環境の確保対策

1. 健康で快適な生活環境の確保対策

(1) ねずみ・衛生害虫対策

①ねずみ対策

住居で被害等を受けた市民に対し、ねずみが生息しにくい環境づくりについて助言し、サンプルとして必要最小限の駆除剤を配付した。

ねずみ駆除剤配付件数：36 件

②衛生害虫対策

下水道未整備地域の希望者に対し、便槽、排水側溝等を発生源とするハエ、蚊等の防除対策について助言し、サンプルとして必要最小限の殺虫剤を配付した（環境や健康への影響が少なく、毒物・劇物、医薬品、農薬等に該当しないもの）。

殺虫剤配付件数：11 件

③市民相談対応・情報提供

ねずみ・衛生害虫等に関する市民からの相談に適切に対応した（表 9）。必要に応じて拡大鏡や顕微鏡等を用いて簡易な鑑別・同定等を行い、適

切な対応方法や駆除方法等を助言した。

また、啓発用パンフレット、市政だより、ホームページでの情報提供（表 15）に加え、各区役所で 6 月 4 日（ムシの日）を中心としたパネル展示を行った（表 10）。

表 9 市民相談対応件数

ネズミ	ハエ	カ	ミ	シラミ	ゴキブリ	ダニ	ハチ	チャタテムシ	その他	計
114	4	2	0	1	2	9	807	1	57	997

表 10 虫の日パネル展示実施状況

日程	場所
5 月 24 日～6 月 25 日	各区役所

(2) 宅地用空き地の雑草除去指導

「仙台市空き地における雑草の除去に関する条例」(昭和 63 年条例第 38 号)に基づき、雑草の繁茂による相談のあった宅地用空き地所有者等に対し、空き地を適正に管理するよう指導した(表 11)。また、市政だより及びホームページ等により、宅地用空き地の除草について広く周知した。

表 11 宅地用空き地雑草指導件数

苦情受理件数	延指導件数	除草実施件数
358	522	276

(3) スズメバチ等の営巣駆除相談

スズメバチなどの営巣駆除相談について適切な対応方法の助言、ホームページ等による周知を実施した。また、営巣場所が通学路など公共性の高い場所で、早急な駆除が必要と判断した場合について、緊急対策として公費による駆除を行った。

公費駆除件数：1 件

(4) 生活環境苦情相談

生活環境に関わる相談件数は、表 12、表 13 のとおりであった。相談内容に応じ、関係部局との連携を図りながら、必要な助言や指導等を行った。

表 12 公害苦情受理件数

騒音	振動	ばい煙	汚水	悪臭	その他
0	0	0	0	0	0

表 13 生活環境苦情処理状況

雑草苦情件数 (宅地用空き地以外)	空き家に関する 現地調査件数	その他の苦情 相談件数
111	15	733

(5) 都市水害発生時等における防疫体制の確保

「仙台市都市水害発生時における防疫対策実施要領」(平成 13 年)に基づき、各区および総合支所において逆性石ケン等の消毒用薬剤の備蓄を図り、都市水害、床上浸水等の被害を受けた住宅に対しての適切な消毒方法の助言、消毒用薬剤の速やかな配付ができる体制を維持した。

なお、当該要領及び(一社)宮城県ペストコントロール協会と締結した「水害時における防疫活動の協力に関する協定書」(平成 28 年)に基づく消毒作業の実施に至った事例は無かった。

2. 住居衛生事業

シックハウスやダニアレルギーに関する市民からの相談に対し、必要に応じて簡易測定を実施し、こまめな換気や清掃等による住居環境の具体的な改善方法を助言した(表 14)。

また、市政だよりへの掲載、6 月 4 日(ムシの日)を中心としたパネル展示及びホームページ等による啓発を行った(表 15)。

表 14 シックハウス及びダニアレルギー市民相談件数

シックハウス		ダニアレルギー	
相談件数	簡易測定箇所数 (VOC 等)	相談件数	簡易測定箇所数 (抗原量)
4	0	1	0

さらに、市民が市有施設等を安心して使用できるように、「施設管理者が行う市有施設における揮発性有機化合物等の室内濃度測定に関する事務手続要領」(平成 19 年)に基づき、新築・改築等を実施した市有施設について揮発性有機化合物(VOC)等濃度測定を実施し、検査結果を施設と情報共有するとともにホームページで周知した。

市有施設揮発性有機化合物(VOC)等濃度測定検査実施数：22 施設

3. 住民自身による良好な生活環境の確保の推進

(1) 衛生教育の推進

市政だよりやホームページを利用し、良好な生活環境の確保に関する情報について市民への広報に努めた（表 15）。

表 15 広報実施状況

広報媒体	内容
市政だより	スズメバチの注意喚起
	虫の日パネル展開催のお知らせ
	環境衛生整備改善機器等の整備補助
	宅地用空き地の管理
	ねずみ防除対策
	ダニアレルギー・シックハウス相談
ホームページ	スズメバチ、ねずみ、アタマジラミ、ダニアレルギー、シックハウス、宅地用空き地の管理、貯水槽の衛生管理、新型コロナウイルス感染症対策など

(2) 環境衛生改善機器等の整備補助

「仙台市環境衛生改善機器等整備補助金交付要綱」（昭和 53 年）に基づき、地域の環境改善活動を行っている町内会等に対し、動力草刈機等の整備費用の一部補助を行った（表 16）。

表 16 環境衛生改善機器等整備補助実施状況

動力草刈機の整備補助	
町内会等団体数（台数）	38（60）
動力薬剤散布機の整備補助	
町内会等団体数（台数）	1（2）
補助総額	953 千円

(3) 河川愛護活動等支援

市域内の河川・水路の美化活動に取り組み、地域の住環境の維持・保全に大きく貢献している河川愛護団体の事務局を担い、活動を支援した（表 17）。

表 17 河川愛護団体の活動状況

河川愛護団体の名称	主な活動	事務局
北部地区梅田河川 環境美化推進協議会	河川清掃、役員会、総会、 総会(仙台市河川愛護会)	青葉区衛生課
北部広瀬川 愛護推進協議会	河川清掃、役員会、総会、 総会(仙台市河川愛護会)	
東部地区梅田河川 環境浄化推進協議会	河川清掃、代表者会議、総会、 総会(仙台市河川愛護会)	宮城野区衛生課
藤川河川愛護会	三役会、総会、 総会(仙台市河川愛護会)	
仙台南地区広瀬川 環境美化推進協議会	河川清掃、役員会、総会、 総会(仙台市河川愛護会)	若林区衛生課 太白区衛生課
郡山堀浄化運動推進協議会	河川清掃、役員会、総会、 総会(仙台市河川愛護会)	太白区衛生課

Ⅲ 飲用水の安全確保対策

1. 専用水道、貯水槽水道施設及び飲用井戸水等

「水道法」(昭和 32 年法律第 177 号)に基づく専用水道、簡易専用水道を布設する施設、「簡易給水施設等の規制に関する条例」(昭和 50 年宮城県条例第 14 号)に基づく簡易給水施設及び「仙台市小規模簡易給水施設指導要綱」

(平成 12 年 3 月 23 日市長決裁告示第 243 号)に基づく小規模簡易給水施設について、立入検査等を実施して管理状況の確認及び指導を行った。

登録検査機関が実施する管理状況に関する検査(定期検査)を受検していない施設に対しては文書等による指導を行った。受検した施設には結果の報告を指導し、その結果が特に衛生上問題のある場合は立入検査等を実施し改善指導を行った(表 2)。

水道未整備地区における飲用井戸水等(湧水、沢水等の自己水源施設を含む。)については、より安全な水を利用するための助言を行い、必要に応じて水質検査(飲料水、原水)や衛生管理の改善指導等を実施した(表 18)。

また、井戸水等は周辺からの汚染を受けやすいため、適切な衛生管理を行っていない場合は飲用とせず雑用水とすることをホームページ等で周知した。

表 18 水道施設の水質検査実施状況

	専用水道 (自己水源施設等)	小規模水道等 (自己水源施設)
水質検査件数(飲料水)	0	25
水質検査件数(原水)	12	5

IV その他の事業

1. 家庭用品安全確保対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 112 号）に基づき定められた家庭用品による健康被害を未然に防ぐため、市内に流通している乳幼児用衣類等の試買検査を実施した結果、基準違反はなかった（表 19）。また、ホームページ等で家庭用品の使用方法について周知を図った。

表 19 家庭用品試買検査実施状況

検査項目	試買品名	件数	違反
ホルムアルデヒド	繊維製品（乳幼児用を含む）、接着剤等	75	0
有機水銀化合物	繊維製品（衣類等）、くつクリーム等	10	0
トリフェニル錫化合物	くつクリーム、繊維製品（衣類等）等	5	0
トリブチル錫化合物	くつクリーム、繊維製品（衣類等）等	5	0
メタノール	家庭用エアゾル製品（消臭スプレー等）	2	0
テトラクロロエチレン	家庭用エアゾル製品、家庭用洗剤	2	0
トリクロロエチレン	家庭用エアゾル製品、家庭用洗剤	2	0
アゾ化合物	繊維製品（衣類、寝具等）、革製品（衣類等）	0	0
	合計	101	0

2. 一般公衆浴場（銭湯）確保対策

市民の日常生活に不可欠な一般公衆浴場（銭湯）を安定的に確保するため、「仙台市公衆浴場確保対策事業補助金交付要綱」（昭和 58 年）に基づき、施設の運営費用の一部補助を実施した（表 20）。

表 20 一般公衆浴場（銭湯）への補助状況

項目	対象施設数	補助額	備考
運営資金補助	4	120 万円	30 万円×4 施設
設備改善補助	0	—	

3. 住宅宿泊事業の適正運営対策

住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業について、相談対応、届出受付、事業実績報告の徴収、適正管理指導を行った（表 21）。また、法の枠組みを超えて宿泊サービスを提供することがないようホームページ等での周知啓発、継続的な監視を行うとともに、疑いのある施設については指導を行った。

表 21 住宅宿泊事業法の届出件数等

年度末施設数	35
新規届、変更届、廃止届件数	新規 1、変更 1、廃止 1
相談対応件数	13
住宅宿泊事業の事業実績報告件数	208
指導件数	3

4. 環境衛生監視員の資質向上

(1) 実務研修の開催

業務に必要な専門知識、監視指導技術の習得、向上等を図るため、日常業務を踏まえた実務的な研修を実施した（表 22）。

表 22 実務研修の実施結果

研修名（主な内容）	実施方法	月日	参加人数
生活衛生関係業務説明会 （生活衛生関係業務の概要など）	Web 開催	5 月 18 日	14 名
生活衛生関係業務研修会 （各種事例の意見交換など）	Web 開催	2 月 1 日	10 名

(2) 外部研修会等への参加

外部機関が開催する各種研修会、学会及び講習会等に参加（オンライン受講等）し、最新の専門的知識や技術の習得、情報収集等を行った（表 23）。

表 23 外部研修会等への参加状況

研修名	場所 (方法)	月日	参加人数 (概数)
各市水道衛生担当者実務研修会	Web 開催	5 月 11 日	9 名
ねずみ駆除協議会研究会	Web 開催	5 月 21 日	8 名
住宅宿泊事業法事務担当者研修	Web 開催	5 月 27 日	4 名
建築物衛生研修	Web 開催 埼玉県	6 月 7 日～25 日	1 名
NPO 浴衛協 2021 春シンポジウム	Web 開催	6 月 25 日	4 名
第 6 回保健所環境衛生監視員講座	Web 開催	7 月 1 日	12 名

令和3年度 大都市環境衛生 主管課長会議	書面開催	7月16日	—
第61回 東北ブロック 食品衛生・環境衛生監視員研修会	書面開催	10月	—
令和3年度 市町村・保健所温泉 担当者的会議	宮城県 (Web参加)	8月23日	7名
生活衛生関係営業指導職員研修 会	Web開催	8月27日	1名
令和3年度 全国環境衛生・廃棄物 関係課長会環境衛生関係北海道・ 東北ブロック会議	書面開催	10月4日	—
令和3年度北海道・東北六県 生活衛生関係営業事務担当者 会議	書面開催	10月4日	—
防除技術研修会・感染症対策 講習会	Web開催	10月5日	8名
環境衛生監視指導研修	Web開催	11月8日～12日	1名
NPO 浴衛協 第38回 レジオネラ対策シンポジウム	Web開催	11月25日	9名
日本ペストロジー学会北海道大会	Web開催	11月29日	7名
第7回保健所環境衛生監視員 講座	Web開催	12月3日 12月8日	1名
全国環境衛生職員団体協議会・ 事例研究発表会	Web開催	12月9日	7名
第49回建築物環境衛生管理 全国大会	Web開催	2月28日～3月31日	4名
ねずみ駆除協議会研究会	Web開催	3月18日	2名
環監未来塾無料トライアル講座	Web開催	3月23日	1名

(3) 相談事例の共有化

各区に寄せられる市民及び事業者からの相談事例等について、職員研修や担当者的会議において、事例の報告や情報共有を図り、適切な業務の遂行に努めた。

5. 健康危機管理対応

新型コロナウイルス感染症、レジオネラ症等、感染症法に基づく発生届の関連調査として、感染症担当部署との連携のもと、生活衛生関係営業施設等の衛生管理状況の調査等を実施した。

また、高病原性鳥インフルエンザ対策として「死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザ調査の作業手順書」（令和4年2月改訂）に基づき、庁内関係部局及び関係機関と連携して死亡野鳥の調査等について対応した。